

1. 設置趣旨

- 本検討会で議論される建設産業のあり方(目指すべき産業の姿)の実現やそのための具体的な施策の実効性を確保するためには、目指すべき方向性に向けて積極的に取り組む企業にフォーカスを当て、その取り組みを後押ししていくことが重要。
- 特に、処遇改善や生産性向上などに真面目に取り組む企業が、建設市場や労働市場から評価され、持続的な成長を遂げられるような環境を構築することが重要。
- その際、経営事項審査制度など建設企業を評価する仕組みは有効な政策ツールになり得るものと考えられる。
- このため、現行の評価制度(経営事項審査制度、建設業許可、専門工事企業の施工能力等の見える化評価制度)を検証の上、建設市場や労働市場から選ばれる建設業という観点から、評価に対するニーズ等を踏まえつつ、新たな評価の観点や評価結果の活用促進の方向性について専門的な検討を行うため、「企業評価WG」を設置する。

2. 主な議題

- 現行の評価制度の検証
- 企業評価に対するニーズや関心の把握
- 新たな評価の観点や評価結果の活用促進の方向性

3. WG構成等

- 企業評価に関する専門家を中心に構成
- 建設業団体や評価結果の活用が想定される者(発注者、労働市場・教育関係者など)に対するヒアリングを実施し、評価に対するニーズや関心を把握

(3) 必要な政策の方向性

(抄)

④ 企業評価のあり方

建設業に対する公的な評価については、現在、経営事項審査や、5年ごとの建設業許可の更新(取得)のタイミングでの評価等が存在している。例えば、経営事項審査においては、受注工事の確実な完成を担保する観点から経営規模や経営状況、技術力を評価するとともに、担い手の確保や地域の守り手としての取組については「その他の…客観的事項」(建設業法第27条の23第2項第2号)として評価を行っている。また、建設業許可においては、不良不適格業者の参入を排除する観点から、経営能力、財産的基礎、技術力、欠格要件等を評価している。さらに、専門工事企業の施工能力等を評価する仕組として、専門工事企業の施工能力等の見える化評価制度や、適正な労務費の支払等に関する自主宣言制度が整備されている。**「人を大事にする」産業、真に「経営力」のある産業、「未来に続く」産業という、建設業が目指すべき産業の姿を実現していくに当たって、企業評価は有効な政策ツールとなり得るものである。**このため、企業としての財務的な健全性等に限らず、**労働市場から選ばれ、また、取引先や地域社会から信頼される企業が適切に評価されるよう、現行制度を検証の上、建設業の目指すべき方向性を実現する観点から、実効的な評価のあり方について検討すべき**である。

その際、例えば、企業としての成長性、処遇改善の取組(賃金の水準や制度等)、労務管理や従業員教育等の企業経営に関して必要とされる能力、DX推進等の生産性向上の取組、所属する技術者の能力・実績など、**新たに評価すべき項目を検討すべき**である。加えて、評価結果に対するニーズや関心を踏まえ、例えば、公共工事・民間工事を問わず評価結果の更なる活用、民間工事を受注する企業や専門工事企業も対象とした評価のあり方、評価を受けた企業の公表など、企業評価を活用する領域や対象とする企業の拡大等、**評価制度自体の活用促進についても検討が必要**である。

建設企業に対する評価制度と企業評価WGにおける議論の対象

企業評価WGにおける議論の対象

■ 建設業法等に基づく評価制度（建設業行政としての評価）

- 経営事項審査制度【建設業法第27条の23】
公共工事を直接請け負おうとする建設業者が受けなければならない審査制度
（どの発注者が審査しても同一結果となる項目を審査）
- 建設業許可【建設業法第3条】
建設業を営もうとする者が受けなければならない許可制度
- 専門工事企業の施工能力等の見える化評価制度【令和2年国土交通省告示第498号】
CCUSに登録・蓄積される情報や技能者の能力評価を活用した任意の評価制度

■ 建設業を含む業種横断的な評価制度

- くるみん認定（子育てサポート）、えるぼし認定（女性活躍推進）【厚生労働省】
- 安全衛生優良企業公表制度（労働者の安全・健康確保）【厚生労働省】
- 健康経営優良法人認定制度（従業員の健康管理）【経済産業省】

など

■ 発注者による評価制度

- 競争参加資格審査
経営事項審査の総合評定値に、各発注者の状況に応じた審査項目により評価する発注者別評価点を加えて、総合点を算出し、ランク分けを実施
- 総合評価落札方式
個別工事において価格と品質（技術力等）を評価し、落札者を決定